

就学援助申請書（新入学児童生徒学用品費等入学前支給申請書）

（あて先）八戸市教育委員会

入学予定の学校名

小学校

認定番号

※太枠内をご記入ください。

下記のとおり申請いたします。

児童名フリガナ		申請者氏名（保護者）	フリガナ		連絡先	自宅			
男・女						携帯			
住所					ひとり親に該当	☐ する ☐ しない			
					きょうだいの 小中学校在籍	☐ 有 ☐ 無			
世帯状況	氏名	続柄	生年月日	職業又は学校名・学年	同居・別居	住宅形態			
		本人 (児童)			同・別	☐ 持ち家 ☐ 賃貸住宅 ☐ その他			
					同・別				
					同・別				
					同・別				
					同・別				
					同・別				
					同・別				
申請理由	【添付書類】								
	☐ 保護者が生活保護廃止、または停止になった。			▶ 「生活保護廃止（停止）決定通知書」のコピー					
	☐ 世帯全員が国民年金保険料を免除されている。			▶ 生計を同じくする20歳以上全員分の「免除申請承認通知書」のコピー					
	☐ 保護者が児童扶養手当の全額支給を受けている。			▶ 「児童扶養手当証書」のコピー					
	☐ 世帯全員が市町村民税非課税である。			▶ 原則不要					
由	☐ その他の理由で世帯の経済状態が悪く、就学準備に困っている。 →《現在の家庭の経済状況を具体的に記入》			市外からの転入や市県民税の未申告などにより、八戸市教育委員会が市県民税の課税資料の閲覧取得ができないときは、市民税・県民税課税（所得）証明書の提出が必要です。					
	記入欄								
振込口座	金融機関名		支店名		預金種別	口座番号		口座名義（申請者と同一）	
	銀行 金庫 農協		本店 支店 所		普通			フリガナ	
	金融機関コード					支店コード			
同意委任事項	1. 就学援助事務に必要な場合、以下の事項について、 世帯全員（住民基本台帳が別世帯で生計を同一にする者を含む。）の承諾を得た上 で同意します。 (1) 住民基本台帳及び市県民税の課税上資料を教育委員会が閲覧取得すること。 (2) 申請理由に係る各制度の受給状況等の情報を各関係機関に確認の上で利用すること。								
	2. 転出入による支給状況確認のため、八戸市教育委員会が他市町村と支給情報の受渡しを行います。								
	3. 児童の入学に際し、八戸市教育委員会から児童が入学後に在籍する小学校へ申請書類等の引継ぎを行います。								
	4. 次の場合は、入学前に支給された新入学児童生徒学用品費等の 全額を返還します。 ① 小学校入学前に八戸市外へ転出するとき ② 八戸市立小学校以外の小学校（区域外就学を除く）に入学するとき ③ 小学校入学前に就学援助の要件に該当しなくなったとき								
	5. 私名義の口座に振り込まれた援助費が過払い等で返還を要する場合は、速やかに返納します。								
	6. 児童生徒が小学校入学後に在籍する学校の学校長に、学用品費等の支給の申請に関することを委任します。								
	7. 小学校入学後の 学校納入金に未納がある場合等、学校長が必要と判断したときは、就学援助費を学校長口座に振り込むことに同意します。								
		署名欄	申請者（保護者）氏名				※記名押印又は署名		